



# 熊本県公報

第 1 1 9 7 7 号

平成 23 年 1 月 21 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 平成22年度定期種畜検査成績の公示…………… (畜産課) 1
- 「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る入札の参加資格等…………… (管財課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 22
- 道路の区域変更…………… ( // ) 23
- 道路の区域変更…………… ( // ) 24
- 道路の供用開始…………… ( // ) 24
- 道路の供用開始…………… ( // ) 24

### 公 告

- 「熊本県庁舎で使用する電気」の調達に係る入札の実施…………… (管財課) 25
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 28
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( // ) 28
- 公共測量の終了…………… (監理課) 28
- 公共測量の終了…………… ( // ) 29
- 公共測量の実施…………… ( // ) 29
- 天草地域森林計画の樹立…………… (森林整備課) 29
- 平成22年度白川・菊池川地域森林計画の変更…………… ( // ) 29
- 平成22年度緑川地域森林計画の変更…………… ( // ) 29
- 平成22年度球磨川地域森林計画の変更…………… ( // ) 29

### 登 載 依 頼

- 熊本県本人確認情報保護審議会の開催…………… (熊本県本人確認情報保護審議会) 30
- 平成22年度熊本県献血推進協議会の開催…………… (熊本県献血推進協議会) 30
- 熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の開催…………… (熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会) 30

## 告 示

### 熊本県告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字古屋敷1285番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 熊本県告示第64号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に規定する平成22年度の定期種畜検査の結果、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。  
平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛の雄、馬の雄及び家畜人工授精の用に供する豚の雄

3 検査実績

検査日		種畜証明書番号 (平22熊本県1)	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所	
月	日							
9	13	第1～59号	5	肉用牛	特級(4頭) 1級(43頭) 2級(7頭)	熊本県農業研究センター	合志市	
			4	豚	2級			
		第60～61号	2	肉用牛	2級	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場	玉名市	
14	火	第62号	1	肉用牛	2級	中村幸弘	菊池市	
		第63～64号	2	肉用牛	2級	瀧内権二	菊池市	
		第65号	1	肉用牛	級外	有限会社坂本牧場	菊池郡大津町	
		第66号	1	馬	2級	村山光弘	菊池郡大津町	
		第67号	1	肉用牛	2級	帆保新次	菊池郡大津町	
15	水	第68～82号	1	馬	2級	古閑清和	菊池郡菊陽町	
			4	肉用牛	2級			
		第83～84号	2	馬	2級	本田哲也	熊本市	
		第85～86号	2	馬	2級	本田土寿	熊本市	
		第87号	1	馬	2級	志水勝国	熊本市	
		第88号	1	肉用牛	2級	中原誠喜	熊本市	
		第89～315号	2	2	7	豚	2級	全農畜産サービス株式会社 西日本原種豚場
17	金	第316号	1	肉用牛	2級	高村祝次	阿蘇郡小国町	
		第317号	1	馬	級外	佐藤瀬市	阿蘇郡南小国町	
		第318号	1	馬	級外	夢大地グリーンバレー	阿蘇市	
		第319～320号	2	肉用牛	1級(1頭) 2級(1頭)	農事組合法人狩尾牧場	阿蘇市	
28	火	第321～324号	4	肉用牛	2級	江藤要一	阿蘇市	
		第325～326号	2	馬	2級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市	
		第327号	1	馬	級外	株式会社アイランドリゾート 阿蘇エルパティオ牧場	阿蘇市	
		第328～329号	2	馬	2級(1頭) 級外(1頭)	白石重雄	阿蘇市	
		第330号	1	肉用牛	1級	赤水牧野組合	阿蘇市	
29	水	第331～362号	1	2	乳用牛	2級	社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	阿蘇郡西原村
			2	0	肉用牛	特級(6頭) 1級(6頭) 2級(8頭)		

30	木	第 363～366 号 第 368～369 号	6	馬	2 級 ( 5 頭 ) 級外 ( 1 頭 )	有限会社宮村 牧場	阿蘇郡西原村
		第 367 号	1	馬	2 級	堤 恭一	阿蘇郡西原村
		第 370 号	1	肉用牛	2 級	種村孝典	球磨郡あさぎり 町
		第 371 号	1	肉用牛	1 級	有限会社マル ナカファーム	球磨郡錦町

**熊本県告示第 6 5 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品及び予定数量  
熊本県庁舎で使用する電気 1 1 , 5 8 8 , 0 0 0 キロワット時
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる  
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の ( 2 ) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
告示の日から平成 2 3 年 2 月 1 4 日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
( 5 ) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 4 年 1 月 4 日から平成 2 4 年 1 月 3 1 日（閉庁日を除く。）まで行う。

**熊本県告示第 6 6 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 芦北町
  - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
投石川一 1 （ 4 8 2 - 1 - 1 3 4 - 1 ）
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (2) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
投石川-2 (482-1-134-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
椏谷川支川 (482-1-136)  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
金ヶ渕川 (482-1-137)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上平生川-1 (482-1-138-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上平生川-2 (482-1-138-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
平生川 (482-1-139)

- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (8) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下平生川（482-1-140）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (9) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
赤石川（482-1-141）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (10) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小崎川（482-1-142）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (11) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
投石川（482-1-143）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (12) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上大崎川 2（482-1-144）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
上村川－1（482－1－145－1）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上村川－2（482－1－145－2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
上村川－3（482－1－145－3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下村川（482－1－147）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大矢川 1（482－1－148）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）

- 大矢川 2 ( 4 8 2 - 1 - 1 4 9 )
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
福浦川支川 ( 4 8 2 - 1 - 1 5 0 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上釘瀬川 ( 4 8 2 - 2 - 0 8 1 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上浦川 ( 4 8 2 - 2 - 0 8 2 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
中浦川 ( 4 8 2 - 2 - 0 8 3 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
釜川 1 - 1 ( 4 8 2 - 2 - 0 8 4 - 1 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
釜川 1 - 2（4 8 2 - 2 - 0 8 4 - 2）  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
釜川 2（4 8 2 - 2 - 0 8 5）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下大崎川（4 8 2 - 2 - 0 8 6）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小崎川 1（4 8 2 - 2 - 0 8 7）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
小崎川 2（4 8 2 - 2 - 0 8 8）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）



- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上村川 (482-2-089)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上大崎川 1 (482-3-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
女島谷川 1 (482-3-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
女島谷川 2 (482-3-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
女島谷川 3 (482-3-007)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 F-1 (482-1-069-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 F-2 (482-1-069-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 F-3 (482-1-069-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
女島大丸-1 (482-1-070-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
女島大丸-2 (482-1-070-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
池の尻 C (482-1-071)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 天口ー 1 (4 8 2ー 1ー 0 7 2ー 1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 天口ー 2 (4 8 2ー 1ー 0 7 2ー 2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 池の尻 Aー 1 (4 8 2ー 1ー 0 7 3ー 1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 池の尻 Aー 2 (4 8 2ー 1ー 0 7 3ー 2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部  
 に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 池の尻 (4 8 2ー 1ー 0 7 4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
牛水-1 (482-1-075-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
牛水-2 (482-1-075-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
金ヶ渕-1 (482-1-088-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
金ヶ渕-2 (482-1-088-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平生-1 (482-1-089-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平生-2 (482-1-089-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平生-3 (482-1-089-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
平生-4 (482-1-089-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山川-1 (482-1-121-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町湯浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山川-2 (482-1-121-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町湯浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山川-3 (482-1-121-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町湯浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山川－4（482－1－121－4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町湯浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
塩尾－1（482－1－144－1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
塩尾－2（482－1－144－2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
塩尾－3（482－1－144－3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
塩尾－4（482－1－144－4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
塩尾－5（482－1－144－5）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大崎－1（482－1－145－1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
大崎－2（482－1－145－2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦－1（482－1－146－1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
福浦－2（482－1－146－2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 福浦-3 (482-1-146-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 京泊-1 (482-1-147-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 京泊-2 (482-1-147-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 小崎A (482-2-061)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 小崎B (482-2-062)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)



- 小崎 C ( 4 8 2 - 2 - 0 6 3 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
小崎 D - 1 ( 4 8 2 - 2 - 0 6 4 - 1 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
小崎 D - 2 ( 4 8 2 - 2 - 0 6 4 - 2 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 A ( 4 8 2 - 2 - 0 6 5 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 B ( 4 8 2 - 2 - 0 6 6 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (76) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 C ( 4 8 2 - 2 - 0 6 7 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (77) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大矢 B (482-2-068)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (78) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大矢 C-1 (482-2-069-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (79) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大矢 C-2 (482-2-069-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (80) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
池の尻 B-1 (482-2-070-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (81) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
池の尻 B-2 (482-2-070-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (82) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 椈谷-1 (482-2-085-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (83) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 椈谷-2 (482-2-085-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (84) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 椈谷-3 (482-2-085-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (85) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 金ヶ渕 A-1 (482-2-087-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (86) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 金ヶ渕 A-2 (482-2-087-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (87) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 平生 A (4 8 2 - 2 - 0 8 9)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (88) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 平生 B (4 8 2 - 2 - 0 9 0)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町女島  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (89) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 大平 A (4 8 2 - 2 - 1 1 4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町湯浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (90) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 山川 A - 1 (4 8 2 - 2 - 1 3 5 - 1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町湯浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (91) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 山川 A - 2 (4 8 2 - 2 - 1 3 5 - 2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 芦北町湯浦  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (92) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 D (482-3-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (93) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 E (482-3-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (94) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 F (482-3-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (95) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
京泊 C-1 (482-3-006-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (96) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
京泊 C-2 (482-3-006-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (97) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
京泊 C-3 (482-3-006-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 芦北町女島  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (98) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 D (4 8 2 - 3 - 0 1 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (99) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
大崎 E (4 8 2 - 3 - 0 1 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
芦北町女島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 7 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路  
の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 3 年 1 月 2 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課におい  
て一般の縦覧に供する。

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 3 号	玉名郡南関町大字関東字古町 8 9 9 番 1 地先から 同町大字関下字北中山 2 1 6 8 番 5 地先まで	前	10.5 ～ 44.7	1, 248.2	旧道の 読替 (旧道 を主要 地方道 南関大 牟田北 線、主要
		玉名郡南関町大字関東字古町 8 9 9 番 1 地先から 同町大字関下字北中山 2 1 6 8 番 5 地先まで		6.3 ～ 46.0		
		玉名郡南関町大字関東字古町 8 9 9 番 1 地先から 同町大字関下字北中山 2 1 6 8 番 5 地先まで	後	10.5 ～ 44.7	1, 248.2	地方道 荒尾南 関線へ 変更)

主要地方道	大牟田南 関線	玉名郡南関町大字関下字下津留 279番1地先から 同町大字関外目字墨摺川 1415番6地先まで	前	14.5 ～ 127.5	2,434.5	旧道の 読替 (旧道 を主要 地方道 荒尾南 関線へ 変更)	
		玉名郡南関町大字関下字下津留 279番1地先から 同町大字関町字堂園 1480番2地先まで		9.0 ～ 32.0			1,752.1
		玉名郡南関町大字関下字下津留 279番1地先から 同町大字関外目字墨摺川 1415番6地先まで		14.5 ～ 127.5			2,434.5
主要地方道	南関大牟 田北線	玉名郡南関町大字関町字栗迫 384番12地先から 同所 384番12地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	起点の 延伸 (国道 443 号の編 入)	
		玉名郡南関町大字関下字北中山 2168番5地先から 同町大字関町字栗迫 384番12地先まで		後			6.3 ～ 37.0
主要地方道	荒尾南関 線	玉名郡南関町大字久重字津留田 3386番4地先から 同所 3386番4地先まで	前	0.0 ～ 0.0	0.0	終点の 延伸 (主要地 方道大 牟田南 関線の 編入)	
		玉名郡南関町大字久重字津留田 3386番4地先から 同町大字関東字古町 918番1地先まで		後			8.0 ～ 46.0

2 区域を変更する期日 平成23年1月21日

**熊本県告示第68号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年1月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	菊池郡菊陽町大字辛川字水落 609番1地先から 同所 641番1地先まで	前	6.8 ～ 13.0	406.8	旧道移 管
		菊池郡菊陽町大字辛川字水落 609番4地先から 同所 664番5地先まで		12.0 ～ 15.0		

		菊池郡菊陽町大字辛川字水落 609番4地先から 同所 664番5地先まで	後	12.0 ～ 15.0	337.8	
--	--	---	---	-------------------	-------	--

2 区域を変更する期日 平成23年1月21日

**熊本県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年1月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市松尾町上松尾字中塘添 5122番1地先から 同市松尾町上松尾字上塘添 5154番地先まで	前	10.0 ～ 16.7	431.5	堤防耐震工事に伴う仮設道路設置
			後	17.2 ～ 25.9		

2 区域を変更する期日 平成23年1月21日

**熊本県告示第70号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年1月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	501号	熊本市松尾町上松尾字中塘添 5122番1地先から 同市松尾町上松尾字上塘添 5154番地先まで	438.7	堤防耐震工事に伴う仮設道路設置

2 供用を開始する期日 平成23年1月21日

**熊本県告示第71号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年1月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	松島馬場線	上天草市松島町今泉字泉 1752番1地先から 同所 1721番1地先まで	223.5	単道改築に伴う拡幅

2 供用を開始する期日 平成23年1月21日



## 公 告

## 熊本県公告第30号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達物品及び予定数量

熊本県庁舎で使用する電気 11,588,000キロワット時

## (2) 調達物品の内容

4の(2)により閲覧(交付)する仕様書のとおり

## (3) 契約期間(納入期間)

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## (4) 需要場所(納入場所)

熊本市水前寺六丁目18番1号

## (5) 契約の種類

単価契約

## (6) 入札方法

ア 入札金額は、契約期間における電気料金の総額とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (7) 最低制限価格等の設定

本競争入札には、最低制限価格を設けていない。

## (8) その他

ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。

イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

## (1) 物品の購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として、営業種目「物品(8)電力・燃料類①電力」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。

## ア 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成23年2月14日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 入札参加資格審査申請書の提出先及び問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課 管理審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

## ウ 申請の方法

要綱に定める「入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。

エ 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

## (2) 電気事業者(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。

## (3) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第5条の規定に基づき、基準利用量以上の量の新エネルギー等の電気を利用していること。

## (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.561キログラム未満であること。

## (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
  - 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(7)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により別に定める別紙様式1の「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
  - なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
  - (1) 提出方法及び提出場所
    - ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
    - イ 書面による入札(以下「紙入札方式」という。)参加の場合  
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
  - (2) 提出期間  
公告の日から平成23年2月25日(金)午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
  - (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札
  - (1) 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課 施設班(県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2089 ファックス番号 096-384-3792
  - (2) 仕様書等の閲覧(交付)
    - ア 閲覧(交付)の期間  
公告の日から平成23年3月7日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
    - イ 閲覧(交付)の場所  
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた日時から平成23年3月7日(月)午後5時までに入札すること。
    - イ 紙入札方式による入札  
(ア) 日時 平成23年3月8日(火)午前10時  
(イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県監理課入札室(県庁行政棟本館地下1階)
  - (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
  - (5) 再度の入札  
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。  
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成23年3月8日(火)午前11時までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
  - (1) 入札方法
    - ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより「入札書」及び「電気料金総額内訳書(以下、「内訳書」という。))を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式によるものとする。
    - イ 紙入札方式による入札の場合  
別に定める別紙様式2の「入札書」及び「内訳書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するとき、別に定める別紙様式3の「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成23年3月7日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達案件名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達案件名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
  - 開札は、電子入札システムにおいて行う。
  - ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数
  - 入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
  - なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 落札者の決定方法
  - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
  - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
  - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
  - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
  - キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
  - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
  - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
  - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - サ 明らかに連合によると認められる入札
  - シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
  - 仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否
  - 要
- (2) 契約の締結期限
  - 落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
  - 落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
  - 免除する。
- (2) 契約保証金
  - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約

を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:  
Electricity about 11,588,000 kWh(kilowatt-hour) to be used in Main and New Buildings of the Kumamoto Prefectural Government
- (2) The term of a contract  
From April 1, 2011 to March 31, 2012
- (3) Date and place of tender  
March 8, 2011, 10:00 a.m.  
Tender Room ( Prefectural Government Main Building B1F )
- (4) Deadline for submitting tender by mail  
March 7, 2011
- (5) Language and currency to be used for tender  
Japanese language and Japanese currency only
- (6) Contact information  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 862-8570  
Phone: 096-333-2089

熊本県公告第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字上長塚4955番80  
380.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東町三丁目5-1-45  
古家 哲明

熊本県公告第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市須屋字荒仕子道1556番8及び同1556番9  
2,932.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市須屋395番地1  
杉本 利治

熊本県公告第33号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。  
平成23年1月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成22年8月4日から 平成22年11月30日まで	八代市萩原町、古麓町

**熊本県公告第34号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市基準点の設置）	平成22年9月29日から 平成22年12月20日まで	山鹿市古閑、方保田の一部地域

**熊本県公告第35号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（1級基準点測量）	平成22年12月6日から 平成23年3月18日まで	菊池郡菊陽町全域

**熊本県公告第36号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により天草地域森林計画をたてたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 平成23年1月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

**熊本県公告第37号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 平成22年度白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成23年1月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地区振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課

**熊本県公告第38号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 平成22年度緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成23年1月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

**熊本県公告第39号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により球磨川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成23年1月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 公表する書類 平成22年度球磨川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成23年1月21日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

**登載依頼****熊本県本人確認情報保護審議会公告第1号**

熊本県本人確認情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成23年1月21日

熊本県本人確認情報保護審議会

- 1 開催日時  
平成23年1月25日（火）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題（予定）
  - (1) 県における住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用について
  - (2) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について
  - (3) 本人確認情報保護対策について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴を希望される方は、会議の開催予定時間までに、当該会議の会場前の受付において氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
  - (2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 非公開の議題  
会議の途中において、非公開とされた議題については、傍聴できません。
- 7 問い合わせ先  
熊本県本人確認情報保護審議会事務局（熊本県総務部市町村総室）  
（電話 096-333-2105）

**熊本県献血推進協議会公告第1号**

平成22年度熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。  
平成23年1月21日

熊本県献血推進協議会  
会長 蒲島郁夫

- 1 開催日時  
平成23年2月7日（月）  
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本市長嶺南2丁目1番1号  
熊本県赤十字血液センター 3階大ホール
- 3 議事
  - (1) 協議事項
    - ア 本県における平成22年度の献血推進状況について
    - イ 「平成23年度熊本県献血推進計画（案）」について
  - (2) 報告事項
    - ア 県内の血液製剤の使用状況及び血液製剤の安全性確保について
    - イ 各種啓発事業等の実施状況について
  - (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県献血推進協議会事務局（熊本県健康福祉部薬務衛生課薬事班）  
（電話096-333-2242（ダイヤルイン））

**熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第2号**

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成23年1月21日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会  
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時  
平成23年2月2日（水）  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺1丁目33-18  
水前寺共済会館
- 3 議題  
(1) 今年度の取組み状況について  
(2) 今後の取組みについて  
(3) その他  
(4) 意見交換等
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局（熊本県健康福祉部薬務衛生課監視麻薬班）  
電話 096-383-1111（内線7164）